

1 パブリックコメントの実施状況と結果について

(1) 公表した案

「立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の改正について

(2) 案の公表場所

市ホームページ、障害福祉課（市役所1階1番窓口）、市政情報コーナー（市役所3階）、窓口サービスセンター、各連絡所、各地域学習館、各学習等供用施設（会館）、各図書館、女性総合センター、子ども未来センター、総合福祉センター

(3) 意見提出期間

令和4年9月26日（月）～令和4年10月19日（水）

(4) 結果

ア 提出者数 2名

郵送	ファックス	Eメール	HPフォーム	来所	電話
0名	0名	0名	1名	0名	1名

イ 意見の件数 3件

全体に関わること	1 事業者による合理的配慮の提供に関する規定の見直し	2 あっせんの申立てができない場合の規定の追加	3 市条例の見直し時期の規定の整備	4 その他
0件	3件	0件	0件	0件

ウ 市の回答結果

意見を反映するもの	市の考え方を説明するもの	その他
0件	2件	1件

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに件数をカウントしています。

2 意見の要旨と市の考え方について

※1名の方から複数の意見が提出されている場合は、それぞれの内容ごとに要旨を整理しています。
 ※類似の意見については、内容を集約して整理しています。

(1) 意見を反映するもの

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方

(2) 市の考え方を説明するもの 2件

整理番号	該当箇所	意見要旨	件数	市の考え方
1	第13条	公共的施設の利用に関する合理的配慮の規定がありますが、市の施設を借りる際に、障害者は通常受付の1か月前から申込を可能にしてほしい。また、使用料について障害者割引をしてほしい。	1件	合理的配慮は、障害のある方が障害のない方との比較において同等の機会の提供を受けるために行うものです。市の施設の受付方法や使用料等については、その事業の目的や内容等を鑑みて条例等で定めております。優先受付や割引は、合理的配慮として実施するものではありません。
2	第1章～第3章	事業者が合理的配慮をできない理由として「過重な負担」が記載されていますが、「過重」は具体的な金額などの事例がわかりません。	1件	過重な負担か否かを判断する際には、①事務・事業への影響の程度②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的制約など）③費用・負担の程度④事務・事業規模⑤財政・財務状況などの要素を考慮します。具体的場面や状況に応じて合理的配慮の提供の内容が異なるため、金額を示すことは難しいと考えております。

(3) その他（参考意見として庁内で共有するもの） 1件

整理番号	意見要旨
3	段差解消やコミュニケーション支援について補助金を出して暮らしやすい街づくりを促進してください。